

(規 30～32)

定・発売

営 業 規 則

第 2 章 乗車券類の発売

第 3 節 定期乗車券の発売

(通勤定期乗車券の発売)

第 30 条 旅客が、常時、区間を同じくして乗車する場合で、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1 箇月、3 箇月または 6 箇月有効の通勤定期乗車券を発売します。

2 定期乗車券購入申込書の様式は、様式第 1 号のとおりとします。

(通学定期乗車券の発売)

第 31 条 指定学校の学生・生徒・児童または幼児が、次の各号に定めるところにより乗車する場合で、その在籍する指定学校の代表者において必要事項を記入して発行した通学証明書を提出したとき、または、様式第 5 号 (2) の通学定期乗車券購入兼用の身分証明書を呈示、かつ、定期乗車券購入申込書に必要事項を記入して提出したときは、1 箇月・3 箇月、または、6 箇月有効の通学定期乗車券を発売します。

(1) 居住地最寄駅と在籍する指定学校最寄駅との相互間を通学のため乗車する場合。

(2) 区間を同じくして乗車する場合。

(3) 区間を超えても同一運賃の場合。

2 前項の「指定学校」とは、次の各号に該当する学校をいいます。

(1) 学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条の規定による、小学校・中学校・高等学校・高等専門学校・大学・盲学校・ろう学校・養護学校及び幼稚園をいいます。

(2) 前号以外の学校 (各種学校) は、旅客鉄道会社で指定した学校をいいます。

3 指定学校の学生・生徒もしくは、児童が実習のため実習場等まで乗車する場合で、会社が必要と認めるときは、第 1 項の規定に準じて通学定期乗車券を発売します。

4 定期乗車券購入申込書の様式は、様式第 1 号のとおりとします。

5 通学証明書の様式は、旅客鉄道会社の定めた、様式第 2 号のとおりとします。

6 通学証明書の有効期間は、発行の日から 1 箇月とします。

(定期乗車券の一括発売)

第 32 条 前 2 条の規定により定期乗車券を発売する場合は、別に定めるところにより、これを一括して発売することがあります。

2 前項の規定により定期乗車券を発売する場合で、当該定期乗車券の有効期限を一定させる必要があるときは、別に定めるところにより、当該定期乗車券の所定の有効期間には数となる日数を付加して発売することがあります。

(規 33～33)

定・発売

営 業 規 則

(割引定期乗車券の発売)

第 33 条 第 31 条の規定により、東日本旅客鉄道会社線着となる、連絡通学定期乗車券を発売する場合、次の各号に掲げる指定学校の学生・生徒・児童または訓練生に対しては当該指定学校に通う場合で、通学証明書を提出したときに限り、割引の通学定期乗車券を発売します。この場合、通学証明書の発行者においてその区分欄に、第 1 号及び第 2 号の生徒または児童に対するものは「義務課程」、第 3 号及び第 4 号の生徒または学生に対するものは「高等課程」、第 5 号の訓練生に対するものは「養成訓練」と赤書きするものとします。

- (1) 中学校並びに盲学校・ろう学校及び養護学校（以下これらを「特殊学校」という。）の中学部の生徒。
- (2) 小学校及び特殊学校の小学部の児童。
- (3) 高等学校及び特殊学校の高等部の生徒。
- (4) 高等専門学校の第 3 学年以下の学生。
- (5) 職業訓練法（昭和 44 年法律第 64 号）第 14 条に規定する、公共職業訓練施設にて養成訓練を受ける訓練生。